

## 令和4年度第2回浜松市環境審議会 会議録

- 1 開催日時 令和4年11月11日（金） 午後1時30分から午後2時50分
- 2 開催場所 浜松市鴨江分庁舎 2階会議室（※Web会議方式を併用して開催）
- 3 出席状況

### 審議会委員

出欠	氏名	所属	備考
—	石川 春乃	静岡理工科大学 理工学部	副会長
○	伊藤 徳江	浜松市消費者団体連絡会	
Web	中村 俊哉	常葉大学 健康プロデュース学部	
○	橋本 博行	浜松市自治会連合会	
Web	藤井 康幸	静岡文化芸術大学 文化政策学部	
○	藤本 忠藏	浜松医科大学 医学部	会長
○	藤森 文臣	遠州自然研究会	
Web	松浦 敏明	静岡県産業廃棄物協会	
Web	山本 真実	浜松医科大学 医学部	
—	渡邊 記余子	浜松商工会議所	

### 事務局

所属	出席者氏名
環境部	藤田環境部長、松下環境部参与、山田環境部次長（環境政策課長）
環境政策課	上野専門監（課長補佐）、辻主幹、加藤技監、谷川
カーボンニュートラル推進事業本部	鈴木副本部長、中村副主幹、野末主任

- 4 傍聴者 0名（報道1名を除く）
- 5 議事内容
- (1) 審議事項
- ・浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例について
- (2) 報告事項
- ・第2次浜松市環境基本計画の令和3年度進捗状況について
  - ・浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の令和3年度進捗状況及び浜松市地球温暖化対策実行計画の改定について
  - ・生物多様性はままつ戦略の令和3年度進捗状況について
- 6 会議録作成者 環境政策課企画調整グループ 谷川
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
- 8 会議記録 有（公開）

## 1. 開会

## 2. 挨拶

藤田環境部長                    《藤田環境部長挨拶》

## 3. 議事

事務局（山田次長）            本日は審議会委員 10 名中 8 名の出席をいただいております、過半数に達しているため、浜松市環境審議会規程第 4 条第 2 項により、審議会が成立する。

ここからの議事進行については、浜松市環境審議会規程第 4 条第 1 項により「会長が会議の議長となる」こととなっているため、藤本会長にお願いする。

藤本会長                        議事に入る前に、会議及び会議録の公開について、確認する。本日の審議会では、個人情報などの非公開情報を審議する予定が無いので、公開審議とすることで良いか。

全委員                         (異議なし)

藤本会長                        異議なしのため、会議は公開とする。  
本日の会議録は事務局で作成し、「浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱」に基づき、発言した委員の名前を記載の上、公開する。

### ① 審議事項 浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例について

藤本会長                        始めに、審議事項・浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例についてを議題とする。環境政策課に説明をお願いする。

環境政策課                    《資料 1》に基づき説明》

藤本会長                        只今の説明について、ご意見・ご質問はないか。

藤森委員                        パブリック・コメントをするということだが、今回配布された資料 1 自体は、外部に公開するものか。特に 2 ページからの「パブリック・コメント実施案件の概要」部分はどうか。

環境政策課                    資料 1 は市民に向けて公開し、配布する。2 ページに記載された「パブリック・コメント実施案件の概要」についても同様である。

藤森委員                        2 ページにある「策定に至った背景・経緯」に「高齢者など生活上の課題を抱えている者」と記載されているが、「高齢者など」という文言をわざわざ入れる必要があるのか。「生活上の課題を抱えている者」で十分ではないか。高齢者が悪の標的となるような印象を受けるので、「高齢者など」は削った方が良いのではないか。

それと、3 ページの「案のポイント」部分に記載されている空家についてだが、空家を対象外として良いのか。私も周りに聞いたところ、空家問題で困っている人は結構いる。崩壊寸前の空家であったり、物を置いたまま空家になってしまっていたり。このような問題がある中で、それを対象外として良いのか。

最後に、これは 7 ページの条例案の第 17 条の罰則規定についてだが、5 万円と 3 万円という金額、京都市がこのような条文だったと思い、それを参考にされたのかと推察するが、この過料を 5 万円と 3 万円とした根拠を教えてください。

環境政策課

まず、1点目の「高齢者など」の表記について、これは浜松市の実態として高齢者による案件が多いことがあり、記載した。資料の修正についてだが、パブリック・コメントを今回の資料1の内容を使用するというので調整を進めているため、記載はこのままとさせていただきたい。ただ、高齢者だけの問題として捉える意図は全くなく、例示として記載したというところである。

2点目の空家は対象外とすることについて、空家問題に対しては空家対策特別措置法という法律が現に存在する。今回の条例の対象は、あくまで、条例などの法規制がないものについてのカバーをしており、他の法律や条例と重複するものについては今回の条例に基本的には含めないという形を考えている。運用していくうちに、この案件は空家なのか、この条例でいうごみ屋敷なのかという判断がつかない部分は生じる場合もあると思っている。その際は、空家の担当課と協議しながら、どのような問題解決の進め方が一番良いのかを相談して進めていきたい。

また、今回の条例は、支援を基本とするものであり、人がいることを前提とした条文としている。空家は人が存在しない状態であるため、支援対象である「問題となっている住居に生活している人物」がいなくなっている状態となっている。

それらを踏まえた上で、既に法規制のある空家対策と重複するものについては含めず、空家かごみ屋敷かの判断がつきがたいところについては、空家担当課と協力するという形で進めていきたい。

3点目の過料の金額は、基本的には他市の条例を参考にして設定した。他の市は5万円と3万円の組み合わせだったり、全て5万円の過料としたりという形で設定している。それらを参考にし、実効性を担保できる金額と考え、このように設定した。

藤森委員

今回のような条例を制定している市町村で、既に実際に対応が行われているもの、つまり、どういったものが何件あったという事例について、今回でなくていいが、一度報告していただきたい。他市ではこのような事例があるとか、このような対応をしたといった話が出てくると、内容が現実味を帯びてくると思う。情報をお願いしたい。

環境政策課

こちらも他市に行政代執行の実例があるかなどを確認し、実例についてある程度集めているところである。今、手元に資料はないが、委員の皆様には情報提供させていただく。

藤本会長

藤森委員の1点目の質問回答に関連するが、2ページ目の文言の「高齢者など」はもう公開資料となるために修正ができないということか。

環境政策課

大変恐縮ではあるが、今回の資料でパブリック・コメントを進めるという調整を庁内で既にしてしまっている。

藤田部長

この部分の表記は最初、「高齢者や障がい者」というものであり、「障がい者」の記載を除いたという状態でもある。実態を調査した中で、ほとんどが高齢者であったために例示として取り上げ、「障がい者」という記載については除いたということでご理解いただきたい。

松浦委員

8ページ目の概要図について、これも市民に示すとなれば訂正すべき点がある。概要図の下の方に「市長の諮問に応じ審議」という第14条と第15条の部分に「ごみ屋敷」に関する有識者会議」という表記があるが、これは条文に記載された名称である「不良な環境対策審議会」に訂正すべきではないか。

それから、11ページの欄外の「※3」部分にて危険有害物の定義をしているが、これは何かの根拠があつてこのように定義しているのか。例えば、草刈り機などに使用する混合ガソリンを缶に溜めて置いてあると想定した時、このような混合ガソリンといった

燃料は危険有害物と判断されないのか、教えていただきたい。

最後に条文について、第12条第2項で「あらかじめ、第14条第1項に規定する浜松市不良な生活環境対策審議会（以下、「審議会」という。）」との記載があるが、第14条第1項にはまた改めて「浜松市不良な生活環境対策審議会」という名称が記載されている。第12条にて「以下、「審議会」という。」としながら、そのようになっていない。他の市の条例等を見ると、例えば第14条の前に第12条第2項でこの言葉が出るとすると「第14条第1項に規定する“審議会”」というように名称を入れない。次の第13条については「あらかじめ、次条第1項に規定する“審議会”」となる。これは法政執務を担当されている課と相談した方が良いと思う。

環境政策課

1点目の8ページの概要図について、これはおっしゃる通りである。しかし、このパブリック・コメント案の資料は既に配布の準備を進めているところであり、「不良な生活環境対策審議会」では意味も通じにくく、「ごみ屋敷」という言葉が入っている方がわかりやすいということもあり、このままの記載とさせていただきたい。

2点目の危険有害物についてだが、この定義部分は消防に相談しながら作成した。なお、ガソリンといった燃料に関しては、同ページの③-1部分の火気の使用・可燃物に相当すると考えられる。そのため、燃料については危険物ではなく可燃物として扱い、周辺への影響を判定していくものと考えている。

3点目の第12条と第14条にある審議会の表記についてだが、これは政策法務担当と相談して作成した上での内容である。政策法務担当からは第14条が審議会に関する規定の本拠であるということで、第14条はそのまま名称を残すという回答だった。

藤井委員

9ページの第2条の定義についてだが、(6)の「堆積物」という言葉は、物が積み上がるという意味だけの地理学的なものであると思う。関連して(4)の「堆積者」についてはまだいいかとは思いますが、(6)は例えば“不良な”堆積物などともう少し言葉を補う方が良いのではないかと。

環境政策課

あくまでもこの条例の中での「堆積物」という言葉として定義している。だが、わかりづらいということであれば内容について検討させていただきたい。ご意見として承る。

藤本会長

他に意見はあるか。  
ないようであれば、この議題を終了とする。いただいた意見を踏まえて、今後の手続きを進めるよう、願います。

## ② 報告事項 第2次浜松市環境基本計画の令和3年度進捗状況について

藤本会長

続いて、報告事項の1つ目、第2次浜松市環境基本計画の令和3年度進捗状況について、環境政策課から説明をお願いします。

環境政策課

《資料2に基づいて説明》

藤本会長

只今の説明について、ご意見・ご質問をお願いします。

松浦委員

2ページの基本方針2の(3)について、目標値達成の要因に「新型コロナウイルスの感染症拡大による社会経済活動の停滞による事業系ごみの減少が考えられる」とあるが、既に実績が出ていて、その主な要因が事業系ごみの減少ということであれば、それをはっきりと記載し、事業系ごみが減少した要因は新型コロナウイルスの影響が考えられると表記した方が正確なのでは。家庭ごみ有料化の話もあるので、市民の皆様は家庭ごみについても減少しているのかという関心を持たれていると思う。なので、あまり曖

味な書き方はせず、事業系ごみが大きく減少しているのであれば断定的に書き、そのあとにこのようなことが考えられると示した方が説明の仕方としては良いのでは。

環境政策課 担当課と相談した上で正確な資料に修正する。

中村委員 3ページの「環境活動を実践する人が育つ都市」という基本方針5について、私も実際に関わっており、Eスイッチなどとても素晴らしい活動であると感じている。今後の環境教育に係る支援について、何か考えがあるのか教えていただきたい。

環境政策課 まずは市民に環境について知ってもらうことが第一であり、その後、いかに行動に移してもらうかということになる。現在、その進め方について色々試しながら取り組んでいるところである。その先となる今後の進め方については、もう少し検討していきたい。

藤森委員 1ページの基本方針1について、佐鳴湖の数値を見た時に、2013年の佐鳴湖COD値が7.6mg/L、昨年は7.3mg/Lとなっているが、実際に行政がどのようなことをしてこの数値に動いたのかがはっきりしていない。ヨシ刈りだけで数値が下がるとは考えにくい。そうすると、雨水浸透ますの設置補助事業でどのくらいの効果があったのか、27基の設置によってどのような影響があるのか、そういったことが少しひっかかる。

佐鳴湖の水質への影響は自然現象によるものも考えられる。自然の流れの中で、だんだんと数値が下がっている。そこに、果たして行政側のアクションがどこまで関わっているのかというのが見えない。自然現象の影響による数値と行政側のプラスアルファの関係をはっきりと示すことが出来れば、より意義があることだと思う。佐鳴湖COD値は自然の状態これからまだ下がっていくと思われる。その上で、行政の関わりについてはっきりさせられると良い。

環境政策課 佐鳴湖地域協議会の中でも佐鳴湖の状況や現象について検討されている部分があると思う。実際、確かに今回の資料の「主な取組み」に記載した施策による影響は微々たるものである。実際には、佐鳴湖に流れる下水を処理するといったものが一番大きいものと思われる。これについては、佐鳴湖地域協議会の資料や環境保全課の資料で細かいものがあれば、委員の皆様へ情報提供したいと思う。

藤本会長 環境保全課であれば、資料を持っている可能性があるということか。

環境政策課 確認の上、参考になりそうな資料やデータがあれば委員の皆様へ情報提供したい。環境保全課と相談したい。

橋本委員 佐鳴湖の水質のことがよく言われるが、広く見て浜名湖の奥、例えば三ヶ日や細江、加えて都田などの水質についてはどうか。

環境政策課 一番象徴的な部分ということで、佐鳴湖の水質を環境基本計画の指標として設定している。もちろん、実際の水質測定については佐鳴湖のみで行っているわけではない。浜名湖など、佐鳴湖以外の数値やデータについても、この会の後でご案内をさせていただきたい。

藤田部長 水質については毎年、年報を出している。佐鳴湖のみでなく、市内の河川・湖沼・海域について公表している。ただ今は年報を製本して配布という形ではなく、インターネット上での報告となっている。なかなかインターネットでは見づらいという方もいると思うが、その際は担当課に問い合わせいただければと思う。

佐鳴湖は本来、県が定める環境基準としては、COD5mg/Lという数値である。だが、

なかなかそれがクリアできないということで、佐鳴湖地域協議会では、まずは8mg/Lを下回ろうという目標で進めている。過去には佐鳴湖の水質がワースト1だった時もあり、それと比べれば現在は大分落ち着いてきている。それ以上はなかなか下がらないというのが現状であり、浜名湖と繋がっているが故に潮の満ち引きの影響があるというのが一つの要因であると考えている。

ともかく、まずは佐鳴湖COD値について8mg/L以下を維持しようという取組みをしているということで、ご理解いただければと思う。

### ③ 報告事項 浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の令和3年度進捗状況及び浜松市地球温暖化対策実行計画の改定について

藤本会長 続いて、報告事項の2つ目、浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の令和3年度進捗状況及び浜松市地球温暖化対策実行計画の改定について、カーボンニュートラル推進事業本部から説明をお願いします。

カーボンニュートラル推進事業本部 ≪資料3-1、資料3-2に基づいて説明≫

藤本会長 只今の説明について、ご意見・ご質問をお願いします。

全委員 (意見なし)

藤本会長 特に意見がないようであれば、次の議題へ移る。

### ④ 報告事項 生物多様性はままつ戦略の令和3年度進捗状況について

藤本会長 続いて、報告事項の3つ目、生物多様性はままつ戦略の令和3年度進捗状況について、環境政策課から説明をお願いします。

環境政策課 ≪資料4に基づいて説明≫

藤本会長 只今の説明について、ご意見・ご質問をお願いします。

山本委員 1ページの基本方針1の①について、ヤリタナゴの生息数を64個体とする目標に対して、今回放流を行ったものの18個体しか確認されなかったという話だと思うが、この個体数というのはどのようにカウントをされているのか教えていただきたい。

環境政策課 細江町・引佐町にヤリタナゴが生息している川・水路がある。委託をした専門の調査会社の方にその周辺を回ってもらい、川や水路を網ですくったり、セルビンなどの罟を仕掛けたり、そこに入ったヤリタナゴを捕まえて、水路の全数調査をしている。実際、捕まえられない個体や逃げてしまう個体もあるため、本当の全数調査とは言えない部分もあると思うが、計画の指標として用いている。

中村委員 2ページの基本方針3について、市民アンケートを対象3,000人に行ったという話だったが、回答者の年代はどのようなものか。

環境政策課 これは広聴広報課が毎年行っているアンケート調査の中に、生物多様性の認知度に関する問いを入れてもらっている。アンケート用紙の送付は、各区や年代を均等になるようにランダムに回答者を選んで行っており、区や年代の差がないよう、広く均一なアンケートとなっている。

橋本委員 ヤリタナゴの個体数が非常に減っているということについて、この原因はどのような

ものが考えられるのか。

環境政策課

生息環境が変わってきていることであり、大きく減った原因のひとつとして、生息している水路の工事が行われたということが考えられる。生息環境が変わると、弱い魚であるので、影響を受けて減ってしまったと思われる。

大学の先生で、ヤリタナゴに関するアドバイスを常々いただいている方がおり、今現在、その方に何か増やしていく方法がないかと相談しているところである。いくつか提案をしていただけるという話にはなっているので、そのアドバイスをいただいて、実践できる対策は進めていこうと思っている。生き物の個体数について、減るのは早いが増えるのは時間がかかるものと正直感じているところだが、対策はしていきたい。

藤森委員

ヤリタナゴが指標であるとのことだが、ヤリタナゴ以外の浜松市が取り組みを行っている希少な生物というのは他にどのようなものか。

環境政策課

今、舞阪の海岸でコアジサシという鳥を、絶滅危惧種で国際条約でも保護の取り決めがされている鳥なのだが、これを増やしていこうと取り組んでいる。人が立ち入れないように柵で囲って保護エリアを作り、その中で繁殖してもらおうという取り組みは30年ぐらい前から続けている。

藤森委員

ウミガメはどうか。

環境政策課

ウミガメは市の天然記念物に指定されている。当課ではなく、文化振興課にて団体に委託をして、卵の保護や啓発活動を行っている。

もう一つ、ギフチョウというチョウがいる。これは引佐の、静岡県内だともう引佐町にしかいないチョウだが、これについて条例を定め、監視員がチョウを捕られないように監視をしたり、チョウの食べ物となる植物が生えているところに人が立ち入れないように保護柵を作ったりという取り組みもしている。

藤本会長

基本方針2の⑤について、資料記載の目標値が年300人に対して、2021年の実績値を120「件」と口頭で説明されたが、単位はどちらが正しいのか。例えば、カウントが写真だとすると、撮影した人の数と撮影枚数は一致しない場合もあると思う。「人」と「件」ではかなり違うと思われるが、どうか。

環境政策課

目標では300「人」という単位になっているが、おっしゃる通り、実際は同じ人から何回も投稿をいただくこともある。投稿を1と数えているため、実際は「件」である。戦略策定時に単位を「人」としてしまったためだが、実際は「件」と思っていたらと思う。

藤本会長

ヤリタナゴの放流会について、児童は何年生が何人くらい参加しているものなのか。

環境政策課

令和3年度は井伊谷小学校の5年生が77人参加した。

藤本会長

この放流会は、毎年行っているか。

環境政策課

去年と今年で行っている。その前は2年の間が空いている。不定期な取り組みではあるが、できれば毎年続けていきたいと思っている。

藤本会長

その他、意見はあるか。

ないようであれば、以上で全ての議事を終了とする。全体を通して、ご意見・ご質問

はあるか。

全職員 (意見なし)

藤本会長 特にないようなので、進行を事務局へお返しする。

## 5. 閉会

事務局 (山田次長) 本日は、皆様のご協力により、スムーズな運営ができた。また、貴重なご意見を賜わりお礼申し上げます。以上で本日の環境審議会を終了とする。